

首都圏中央連絡自動車道 新利根川橋(鋼上部工)西工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	・設計図 上部工架設計画図(その1、その2)	上部工架設計画図(その1、その2)の新利根川橋-1におけるP1・P2・P3の送り出し・降下設備構造は斜角の対応が必要になります。これについては、受注後の詳細計画に基づき、監督員と協議し定めると考えてよろしいでしょうか。	貴社の施工計画に基づきお考えください。
2	・設計図 上部工架設計画図(その5) ・特記仕様書	上部工架設計画図(その5)に示される、送電線最下点の20.990mは気温や電力使用量を考慮した実績値でしょうか。そうでなく、これより低い値となり施工方法を変更しなくてはならない場合は、特記仕様書16-5-4(2)に記載されるように、管理者との協議結果による特別な対策を指示していただけると考えてよろしいでしょうか。	その通りお考えください。
3	・設計図 上部工架設計画図(その8)	上部工架設計画図(その8)における架設用100t吊クローラークレーンは、閉鎖した側道上(幅員が狭い)に据付可能でしょうか。不可能な場合の対応は、監督員と協議し定めると考えてよろしいでしょうか。	設計図495/498に示すとおり、架設用クレーンについては側道以外に、地盤改良部にも据付可能とお考えください。
4	・設計図 上部工架設計画図(その8)	上部工架設計画図(その8)における架設用100t吊クローラークレーンは、P29～P30間のヤードからP28～P29間のヤードに分解組立をせずに移動可能でしょうか。分解組立が必要な場合、費用の計上については、監督員と協議し定めると考えてよろしいでしょうか。	貴社の施工計画に基づきお考えください。
5		重機作業ヤードやベント設置個所の地耐力不足、重機移動におけるトラフィカビリティを改善する必要がある場合の対応は、監督員と協議し定めると考えてよろしいでしょうか。	設計図495/498に示すとおり、上部工の架設に必要な地盤改良等について先行工事にて実施済みです。なお、現場条件の確認結果を踏まえ、追加の対策が必要と監督員が認めた場合には協議の対象になるものとお考えください。